

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による特定事業の選定……………(オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…四
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…六
- ### 公告
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…七
 - 市街地再開発組合の理事長の就任……………(同)…七
 - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…七
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

告示

●東京都告示第七七十六号
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関

する法律(平成十一年法律第百十七号)第七条の規定に基づき、有明アリーナ管理運営事業を特定事業として選定したので、同法第十一条第一項の規定により、特定事業の選定に当たつての客観的な評価の結果を公表する。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小池百合子

特定事業 (有明アリーナ管理運営事業) の選定について

平成30年5月

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

はじめに

東京都(以下「都」という。)は、有明アリーナ(以下「本施設」という。)の管理運営事業(以下「本事業」という。)を、平成29年12月25日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき公共施設等運営事業とし、実施方針を公表した。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成30年5月28日

東京都知事 小池 百合子

第1 事業概要

1 事業名称

有明アリーナ管理運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

東京都知事 小池 百合子

3 事業期間等

事業期間は、以下の(1)から(3)までの期間とする。

公共施設等運営権者(以下「運営権者」という。)に設定されている公共施設等運営権(以下「運営権」という。)は、事業期間終了日に消滅する。

(1) 準備期間

公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)の締結日から本施設の引渡し日(平成31年(2019年)12月予定)の前日までとする。

(2) 維持管理期間

本施設の引渡し日から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)後の工事終了後都が定める日までとする。

(3) 運営期間

東京2020大会後の工事終了後都が定める日(実施契約に基づく管理運営開始予定日)から平成58年(2046年)3月末までとする。

4 事業の内容及び方式

事業の内容及び方式は、(1)から(3)までの期間において、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 準備期間

運営権者は、実施契約の締結日から、スポーツ大会や興行イベント等の誘致・予約受付など、実施契約に基づく管理運営へ向けた開業の準備を行うことができる。

(2) 維持管理期間

都は、本施設の引渡し後速やかに、本施設を対象として運営権者に運営権を設定する。運営権者は、(1)に示す開業の準備に加え、別途契約により本施設の維持管理業務を行う。

(3) 運営期間

運営権者は、スポーツ大会や興行イベント等の誘致、施設の維持管理を含む全ての管理運営事業を、PFI法に基づき公共施設等運営権による運営(コンセッション方式)で行う。

また、運営権者は運営期間開始後、本施設のサービス向上、収益性の改善・向上に資する追加投資を、都と協議の上、運営権者の費用負担により行うことができる。

なお、追加投資に要する期間は運営期間を含むものとする。

5 運営権者が支払う運営権対価等

運営権者は、原則として運営期間の開始以降、実施契約に定められた金額及び方法により、運営権対価等を都に支払うものとする。

運営権対価等は、PFI法第20条の規定により、都が運営権者から徴収する、運営期間中金額が原則変わらない運営権対価と、運営権者の提案に基づき、運営権対価以外に運営権者の業績に連動して支払う業績連動支払からなるものとし、運営期間にわたって分割して支払うものとする。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業とすることにより、都が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

2 評価の方法

本事業のような大規模アリーナ施設をコンセッション方式により運営するのは国内初の取組であり、参考となる事例が存在しないため、特定事業の選定においては定性的評価を行う。

第3 PFI事業として実施することの定性的評価

1 創意工夫を生かした事業活動と良質なサービスの提供

本施設は、東京2020大会後も多くの集客が見込める施設として、国際的なスポーツ大会や魅力的なエンターテインメント等の誘致・開催をし、スポーツと文化の両面で価値あるレジャーを創出することを目指している。

本事業を特定事業とすることで、民間事業者の運営ノウハウや創意工夫を生かした事業活動が可能となり、質の高いスポーツ大会やコンサート・イベント等の誘致・開催をするなど、本施設の知名度を向上させ、施設のプレゼンスを高める戦略的な運営が可能となる。さらに、民間の良質なサービスを継続的に利用者へ提供することにより、利用者満足度が高まり、イベントの主催者や利用者へ選ばれる施設となることが期待される。

2 戦略的な投資と効率的な経営

本事業を特定事業として実施する場合、有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(平成29年条例第78号)に基づき、施設需要や競争性を勘案した適正な料金設定を定めることや、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するために追加投資

等を戦略的かつ柔軟に行うことができるなど、民間事業者は高い自由度を持って管理運営を行うことができる。

また、民間事業者のノウハウを生かした徹底した施設運営の効率化や、本施設の特徴を最大限生かした事業展開により、収益の最大化と、効率的かつ効果的な経営が期待できる。

3 リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、都と民間事業者の間で締結する実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

4 運営権対価等による歳入の確保

本事業を特定事業として実施することにより、都は、将来の大規模修繕費などの投資的経費として要する費用の一部を運営権対価等として得ることで歳入の確保が期待される。

第4 結論

以上のことから、本事業は特定事業として実施することにより、事業全体を通じて民間事業者のノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、さらに、コンセッション方式による増収効果により、運営権対価等の収入を通じた都民負担の軽減が期待できるものである。

したがって、本事業を PFI 法第7条の特定事業として選定することが適当である。

●東京都告示第七百七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる」ことが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十八日

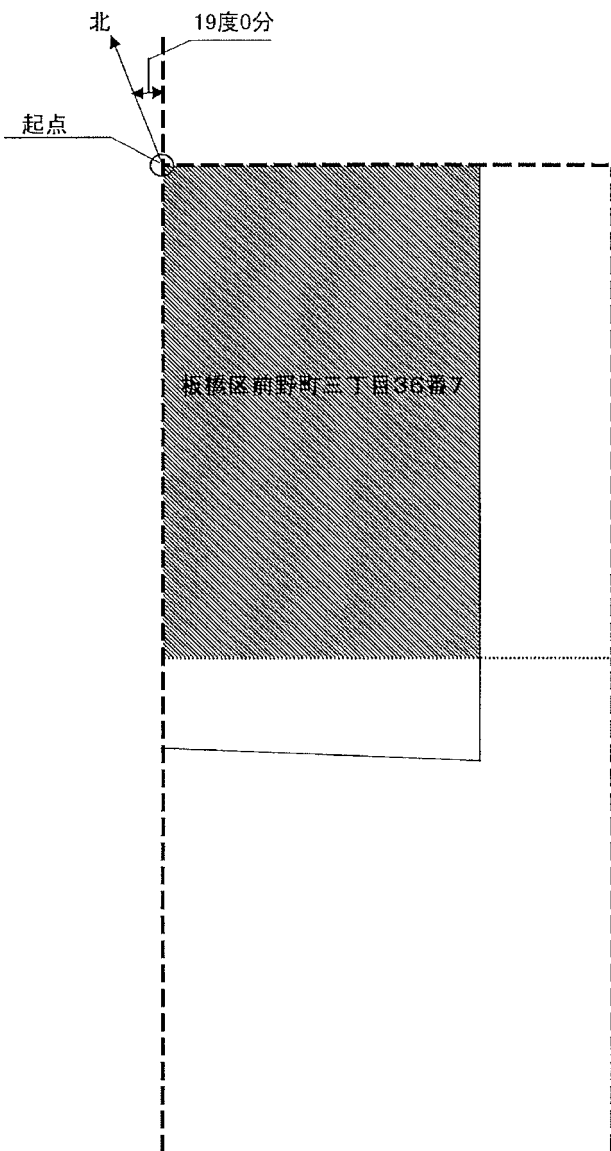
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（板橋区前野町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定




別図



【起点】
 起点は板橋区前野町三丁目36番7の最北端とする。

【格子の回転角度(19度0分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により、構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  : 単位区画
-  : 敷地境界
筆境界
-  : 要措置区域

●東京都告示第七百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十八日

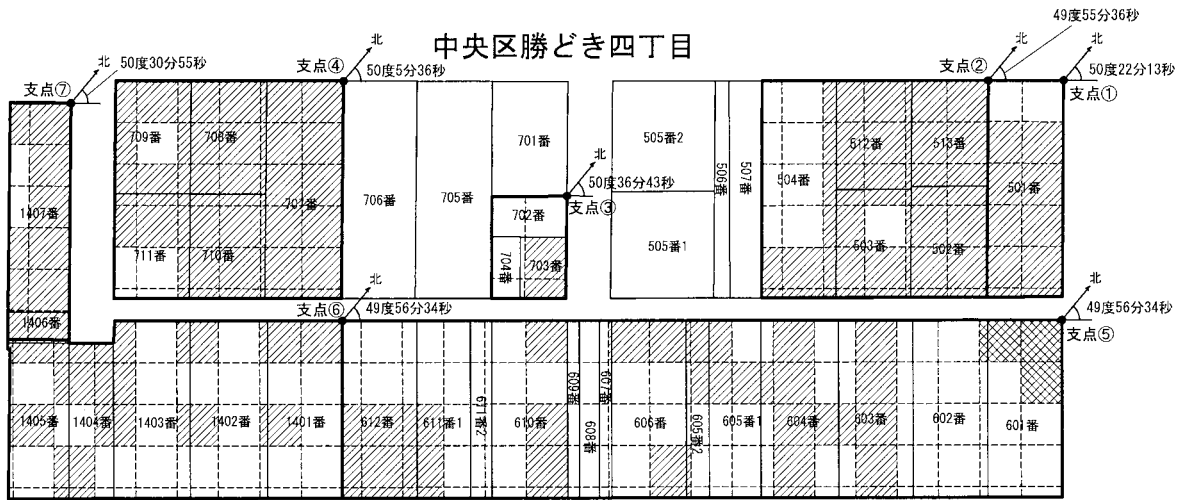
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

【支点】

- 支点①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支点②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支点③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支点④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支点⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支点⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支点⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支点① 50度22分13秒
- 支点② 49度55分36秒
- 支点③ 50度36分43秒
- 支点④ 50度 5分36秒
- 支点⑤ 49度56分34秒
- 支点⑥ 49度56分34秒
- 支点⑦ 50度30分55秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第三百十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

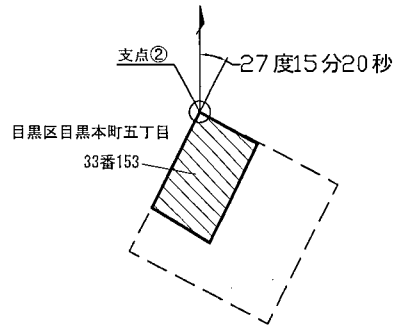
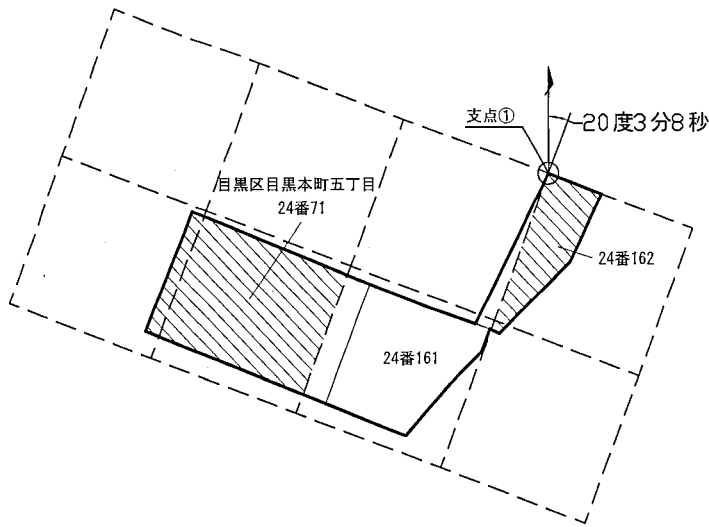
一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区目黒本町五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

- ① 支点①は、目黒区目黒本町五丁目24番162の最北端とする。
- ② 支点②は、目黒区目黒本町五丁目33番153の最北端とする。

【格子の回転角度】

- ① 20度3分8秒
- ② 27度15分20秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により新橋田村町地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

古川 仁康

二 住所

東京都港区西新橋二丁目十三番一号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

曲谷 健一

二 住所

東京都港区虎ノ門五丁目十番十三号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年五月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市多摩湖町三丁目一番一、同番六十三の一部及び同番六十四から同番六十六まで
東村山市久米川町一丁目十二番二十二及び同番二十三

武蔵野市境二丁目二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

埼玉県所沢市上新井四丁目七十八番地二十五
株式会社西武開発
代表取締役 田形 幸満

清瀬市中里五丁目一番一

西東京市東伏見三丁目六番十九号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

調布市若葉町三丁目十八番二の一部、同番三及び同番十四

京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六百七十番地
株式会社ハウストゥ
代表取締役 安藤 正弘

調布市東つじヶ丘三丁目三十六番三及び同番二十一

小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 立川みなみルネッサンス
- 二 店舗所在地 立川市柴崎町三丁目六番二十九号
- 三 設置者名 有限会社立川みなみルネッサンス
- 四 設置者住所 立川市柴崎町三丁目十一番二十一号
- 五 変更前の店舗所在地 立川市柴崎町三丁目四十番三ほか
- 六 変更後の店舗所在地 立川市柴崎町三丁目六番二十九号
- 七 変更前の設置者の代表者名 萬田 貴久
- 八 変更後の設置者の代表者名 小澤 真也
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか一名
- 十 変更前の小売業者の住所 立川市柴崎町三丁目十一番二十一号(万田商事株式会社)
- 十一 変更後の小売業者の住所 立川市柴崎町三丁目六番二十九号(万田商事株式会社)

十二 変更前の小売業者の代表者名 川島 宏(株式会社東急ストア)

十三 変更後の小売業者の代表者名 須田 清(株式会社東急ストア)

十四 変更日 平成二十九年十一月十三日ほか

十五 届出日 平成三十年四月二十三日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成三十年五月二十八日から同年九月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 (仮称)大森西商業施設計画
- 二 店舗所在地 大田区大森西三丁目一番三十八
- 三 設置者名 三菱商事都市開発株式会社
- 四 設置者住所 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 村田 弘一
- 六 変更後の設置者の代表者名 糸川 裕樹
- 七 変更日 平成三十年四月一日
- 八 届出日 平成三十年四月二十五日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成三十年五月二十八日から同年

九月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 立川みなみルネッサンス

二 店舗所在地 立川市柴崎町三丁目六番二十九号

三 設置者名 有限会社立川みなみルネッサンス

四 設置者住所 立川市柴崎町三丁目十一番二十一号

五 変更前の開店時刻 午前十時

六 変更後の開店時刻 午前八時ほか

七 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前九時三十分から翌午前零時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯 午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

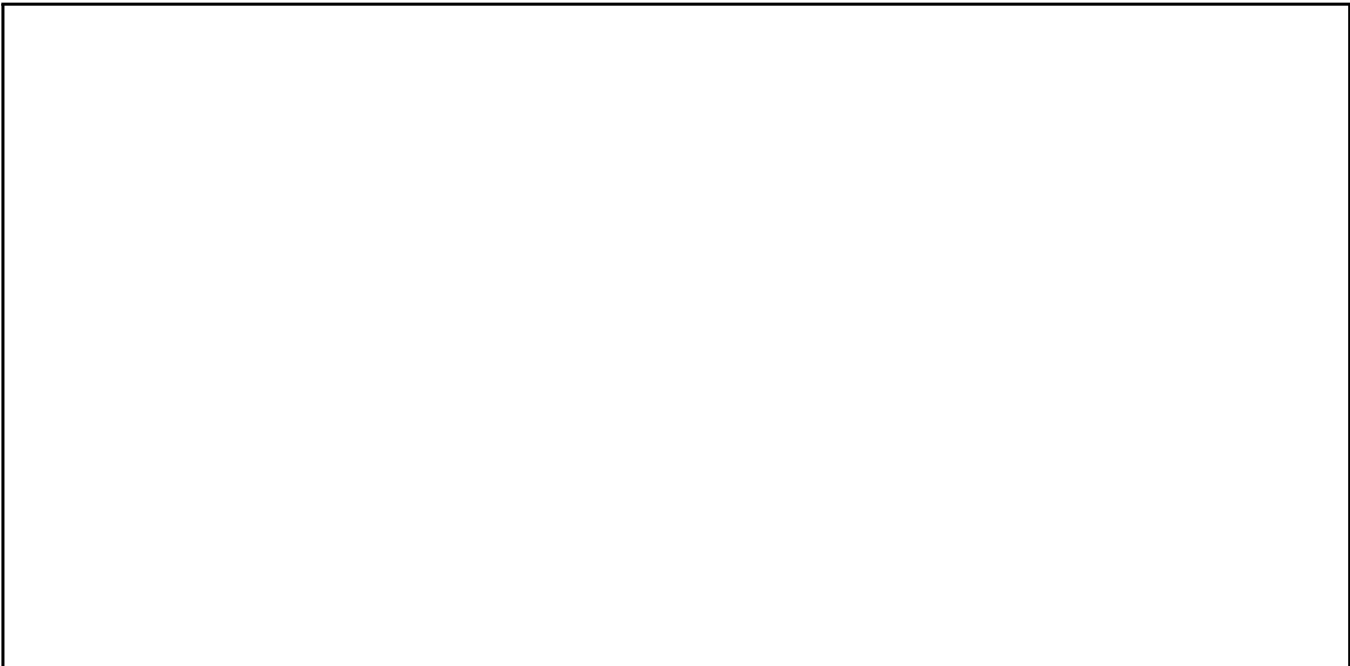
九 変更日 平成三十年五月一日

十 届出日 平成三十年四月二十三日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成三十年五月二十八日から同年九月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001